

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
1	総務省 会計年度任用職員の給与等に関する調査	×		本調査は回答事項が多く、また、理論上あり得ない回答や調査票内・表間での突合のエラーチェックを行っており、一斉調査システム上に数値等を入力する方法はなじまないと考えているため。	○	×	膨大な項目数の調査であり、市区町村の回答内容について、都道府県が精査する必要性が高いため。	自治行政局	公務員部	給与能率推進室 福利課
2	総務省 会計年度任用職員等実態調査及び制度の施行状況等に関する調査	×		調査項目が非常に多く、エラーチェック等のための複雑な計算式やマクロが入ったエクセルを用いた調査のため。	○	×	問合せ、督促、データ確認や疑義照会など本省がすべての市区町村に対応するのは現実的に難しいため。	自治行政局	公務員部	公務員課
3	総務省 職種・職務別扶養手当調査	×		当該調査の調査票には関数を組み込んだ Excel を利用しているが、一斉調査システムでは関数が回答欄に入れられないため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、市町村の回答の錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の市町村とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治行政局	公務員部	給与能率推進室
4	総務省 住居手当に関する調査	×		当該調査の調査票には関数を組み込んだ Excel を利用しているが、一斉調査システムでは関数が回答欄に入れられないため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、市町村の回答の錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の市町村とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治行政局	公務員部	給与能率推進室
5	総務省 災害応急作業等に関する手当に関する調査	×		臨時的な調査であり、定例的なものではないため。	○	—	—	自治行政局	公務員部	給与能率推進室
6	総務省 期末・勤勉手当の超過支給等の状況	×		当該調査の調査票には関数を組み込んだ Excel を利用しているが、一斉調査システムでは関数が回答欄に入れられないため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、市町村の回答の錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の市町村とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治行政局	公務員部	給与能率推進室
7	総務省 給与改定状況に関する調査	×		当該調査の調査票には関数を組み込んだ Excel を利用しているが、一斉調査システムでは関数が回答欄に入れられないため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、市町村の回答の錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の市町村とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治行政局	公務員部	給与能率推進室
8	総務省 地方公務員給与実態調査等	×		本調査は回答事項が多く、また、理論上あり得ない回答や調査票内・表間での突合のエラーチェックを行っており、一斉調査システム上に数値等を入力する方法はなじまないと考えているため。	○	×	膨大な項目数の調査であり、市区町村の回答内容について、都道府県が精査する必要性が高いため。	自治行政局	公務員部	給与能率推進室

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
9	総務省 給与削減措置の状況調	×		当該調査の調査票には関数を組み込んだ Excel を利用しているが、一斉調査システムでは関数が回答欄に入れられないため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、市町村の回答の錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の市町村とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治行政局	公務員部	給与能率推進室
10	総務省 措置要求及び審査請求の状況等に関する調査	×	令和8年3月頃		○	×	問合せ、督促、データ確認や疑義照会など本省がすべての市区町村に対応するのは現実的に難しいため。	自治行政局	公務員部	公務員課
11	総務省 地方公務員の「監督職務上限年齢制の実施状況」、「定年前再任用短時間勤務制の実施状況」、「暫定再任用制度の実施状況」及び「退職状況」等に関する調	×		調査項目が非常に多く、エラーチェック等のための複雑な計算式やマクロが入ったエクセルを用いた調査のため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、市町村の回答の錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の市町村とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治行政局	公務員部	女性活躍・人材活用推進室
12	総務省 営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調	×		引き続き、継続的に調査実施予定であるが、次回実施時期については、検討中である。	○	×	問合せ、督促、データ確認や疑義照会など本省がすべての市区町村に対応するのは現実的に難しいため。	自治行政局	公務員部	公務員課
13	総務省 地方公共団体における任期付採用制度の運用状況に関する調査	×		本調査は、任用別に選択式や自由回答など複数の調査項目への回答を求めるものであるため、表形式での回答が適当と考えられるところ、現在のシステムでは、表形式に選択肢や計算式を組み込むことができず、想定される任用件数×調査項目分の質問項目を設定した場合、質問数が膨大になり、かえって自治体の負担を増やすことになるため。	○	×	問合せ、督促、データ確認や疑義照会など本省がすべての市区町村に対応するのは現実的に難しいため。	自治行政局	公務員部	公務員課
14	総務省 地方公務員に関する訴訟の係属状況調査等	×	令和8年9月頃		○	×	問合せ、督促、データ確認や疑義照会など本省がすべての市区町村に対応するのは現実的に難しいため。	自治行政局	公務員部	公務員課
15	総務省 地方公共団体におけるテレワークの取組状況	×	令和8年9月頃		○	×	問合せ、督促、データ確認や疑義照会など本省がすべての市区町村に対応するのは現実的に難しいため。	自治行政局	公務員部	女性活躍・人材活用推進室

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
16	総務省 地方公共団体における就職氷河期世代支援に係る中途採用に関する調査	×		今年度で単独での調査は最後としており、次年度以降は、別の調査に含めて実施することとしているため（今年度、調査自体は発出済み）。	○	×	問合せ、督促、データ確認や疑義照会など本省がすべての市区町村に対応するのは現実的に難しいため。	自治行政局	公務員部	公務員課
17	総務省 地方公共団体における障害者雇用に関する取組状況に係る調査	×		一斉通知・調査システムでは、数式入りの表形式の入力フォーム(簡易的なエラーチェックの関数)を作成することができず、地方公共団体においては入力ミスが発生し、回答事務が現状よりも非効率となる可能性がある。なお、Excel形式の回答様式を添付して照会する方法であれば、一斉通知・調査システムの利用が可能。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、市町村の回答の錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の市町村とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治行政局	公務員部	女性活躍・人材活用推進室
18	総務省 人材育成等に関する調査	×		本調査は回答事項が多く、また、理論上あり得ない回答や調査票内・表間での突合のエラーチェックを行っており、一斉調査システム上に回答を入力する方法はなじまないと考えているため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、市町村の回答の錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の市町村とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治行政局	公務員部	給与能率推進室
19	総務省 地方公共団体における人事評価結果の活用状況等調査及び会計年度任用職員への勤勉手当支給に係る人事評価結果の活用状況調査	×		一斉通知・調査システムでは、数式入りの表形式の入力フォーム(簡易的なエラーチェックの関数)を作成することができず、地方公共団体においては入力ミスが発生し、回答事務が現状よりも非効率となる可能性がある。なお、Excel形式の回答様式を添付して照会する方法であれば、一斉通知・調査システムの利用が可能。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、市町村の回答の錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の市町村とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治行政局	公務員部	女性活躍・人材活用推進室
20	総務省 地方公共団体の勤務条件等に関する調査	×		調査項目が非常に多く、エラーチェック等のための複雑な計算式やマクロが入ったエクセルを用いた調査のため。現行システムでは、マクロが入ったエクセルについて、インターネット経由では利用できないため（本調査は一部事務組合等を含む全ての地方公共団体が調査対象）。	○	×	問合せ、督促、データ確認や疑義照会など本省がすべての市区町村に対応するのは現実的に難しいため。	自治行政局	公務員部	公務員課・安全厚生推進室
21	総務省 分限処分者数、懲戒処分者数及び刑事処分者数等に関する調査	×		本調査は回答事項が多く、また、理論上あり得ない回答や調査票内・表間での突合のエラーチェックを行っており、一斉調査システム上に数値等を入力する方法はなじまないと考えているため。	○	×	問合せ、督促、データ確認や疑義照会など本省がすべての市区町村に対応するのは現実的に難しいため。	自治行政局	公務員部	公務員課
22	総務省 地方公共団体定員管理調査	×		本調査は回答事項が多く、また、理論上あり得ない回答や調査票内・表間での突合のエラーチェックを行っており、一斉調査システム上に数値等を入力する方法はなじまないと考えているため。	○	×	膨大な項目数の調査であり、市区町村の回答内容について、都道府県が精査する必要性が高いため。	自治行政局	公務員部	給与能率推進室

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
23	総務省 定員管理の参考指標活用状況調査等	×		当該調査を実施する予定は現時点ではないが、今後、実施することとなった際には、回答事項（設問数）が少ない点等も踏まえ、一斉調査システムの活用について検討したい。	○	○		自治行政局	公務員部	給与能率推進室
24	総務省 地方公務員健康状況等調査	×		一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が実施している調査のため。	○	○	一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が実施している調査のため回答不可。	自治行政局	公務員部	安全厚生推進室
25	総務省 各種ハラスメント対策の取組状況	×	令和8年6月頃		○	×	問合せ、督促、データ確認や疑義照会など本省がすべての市区町村に対応するのは現実的に難しいため。	自治行政局	公務員部	公務員課・女性活躍・人材活用推進室
26	総務省 産業医に係る調査	×		現行システムでは、マクロが入ったエクセルについて、インターネット経由では利用できないため。（本調査は一部事務組合等を含む全ての地方公共団体が調査対象であり、全ての地方公共団体がLGWANを利用可能なら対応可）。	○	×	都道府県による市区町村からの回答の精査と、その回答内容の把握が必要であると考えているため。問合せ、督促、データ確認や疑義照会など本省がすべての市区町村に対応するのは現実的に難しいため。	自治行政局	公務員部	安全厚生推進室
27	総務省 市区町村等が設立している地方独立行政法人について	○			○	×	都道府県が市町村等が設立団体となる地方独立行政法人の設立を認可しているため、都道府県による市町村からの回答の精査と、その回答内容の把握が必要であるため。	自治行政局		行政経営支援室
28	総務省 土地開発公社に係る事業実績調査等	×		・本調査は設問が約30項目あり設問数が多い調査である。また、1つの項目で回答する分量が多い設問も存在し、一斉調査システムにはなじまないと考える。	○	×	・調査対象が約600公社あり、修正や疑義について直接個別公社とやり取りを行うと、事務が煩雑になり、円滑な事務の遂行に支障をきたす可能性があり、都道府県経由の廃止は困難である。 ・都道府県庁は管轄の市区町村が運営する土地開発公社の設立・解散認可を行い、監督官庁としての立場を有している。当該実績調査は土地開発公社が保有している土地の把握だけでなく、財務状況を把握することも目的としており、場合によっては公法第19条第2項の規定に基づく検査を行う可能性もある。そのため、都道府県庁において管轄の土地開発公社の調査票を取りまとめることや、提出される財務諸表を確認することで経営状況を把握することは、重要であると考えられる。	自治行政局		地域自立応援課・地域振興室

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
29	総務省 ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者数等に関する調査	×		本調査はExcel様式に関数を組み込み、エラーチェック等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っている。 なお、今後の調査においては、回答事項（設問数）が少ない点等も踏まえ、一斉調査システムの活用について検討したい。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治行政局		住民制度課
30	総務省 出生届の提出に至らない子、就籍の届出に至らない者等に係る住民票を記載等した件数	×		本調査はExcel様式に関数を組み込み、エラーチェック等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っている。 なお、今後の調査においては、回答事項（設問数）が少ない点等も踏まえ、一斉調査システムの活用について検討したい。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治行政局		住民制度課
31	総務省 普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等	×		本調査は、各地方団体の基準財政需要額及び基準財政収入額等の算定に必要となる、幅広い行政分野に係る膨大な量・種類の基礎数値（数百もの個票）を収集するためのものである上、都道府県による市町村からの回答の精査と、その回答内容の把握が必須※となっており、一斉通知・調査システムによる調査はなじまない。 ※地方交付税法第5条第3項において、都道府県（知事）は、市町村（長）から提出された基礎数値に係る資料を審査し、総務省（総務大臣）に送付しなければならないこととされている。	○	×	地方交付税法第5条第3項において、都道府県（知事）は、市町村（長）から提出された基礎数値に係る資料を審査し、総務省（総務大臣）に送付しなければならないこととされている。	自治財政局		交付税課
32	総務省 特別交付税の額の算定に用いる基礎数値	×		本調査については、特別交付税額の算定に必要となる、幅広い行政分野に係る膨大な量・種類の基礎数値（数百もの個票）を収集するためのものである上、都道府県による市町村からの回答の精査と、その回答内容の把握が必須※となっており、一斉通知・調査システムによる調査はなじまない。 ※地方交付税法第5条第3項において、都道府県（知事）は、市町村（長）から提出された基礎数値に係る資料を審査し、総務省（総務大臣）に送付しなければならないこととされている。	○	×	地方交付税法第5条第3項において、都道府県（知事）は、市町村（長）から提出された基礎数値に係る資料を審査し、総務省（総務大臣）に送付しなければならないこととされている。	自治財政局		財政課
33	総務省 地方財政状況調査（令和5年度地方財政状況調査等について）	×		本調査は膨大な項目数があり、一斉調査システムを活用しての調査が困難であるため。 また、当該調査はExcel様式に関数を組み込み、エラーチェック等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	膨大な項目数の調査であり、市区町村の回答内容について、都道府県が精査する必要性が高いため。	自治財政局		財務調査課



	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経路廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
41	総務省 令和5年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査	×		当該調査は集計作業を一部自動化しており、これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、非効率となってしまう恐れがあるため。 また、都道府県においては、市町村からの回答を単にとりまとめるだけでなく、市町村回答票をもとに別途集計結果票を作成し提出いただく必要があるため。	○	×	都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りをすると、対象団体が多くなり対応が困難となるおそれがあるため。 また、都道府県でのデータ確認がなくなることで、データの正確性が低下するおそれがあるため。	自治財政局		財務調査課
42	総務省 地方公会計の整備により得られるストック情報に関する調査について	×		各自治体における資産別の数量や有形固定資産減価償却率を算定、回答いただく本調査は、その回答事項は60程度であるものの、提出されたデータを審査した上で、集計・加工し、経年データも含めてビジュアル化したデータを作成しているところであり、現状のフォーマットでの実施が効率的であると認識している。 なお、43のデータとの関係を図る部分があり、42と43は一体的に実施する必要がある。	○	×	都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りをすると、対象団体が多くなり対応が困難となるおそれがあるため。 また、都道府県でのデータ確認がなくなることで、データの正確性が低下するおそれがあるため。	自治財政局		財務調査課
43	総務省 統一的な基準による財務書類から得られる情報に関する調査	×		各自治体が作成した財務書類を収集・統合した上で公表するための本調査は、その回答事項が複雑な表形式（入力項目数は約600程度）となっており、一斉通知・調査システムを活用した調査実施ができないため。	○	×	都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りをすると、対象団体が多くなり対応が困難となるおそれがあるため。 また、都道府県でのデータ確認がなくなることで、データの正確性が低下するおそれがあるため。	自治財政局		財務調査課
44	総務省 第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査	×		本調査については、対象となる法人数が膨大（約千法人）であり、調査項目も多いため、調査票（Excel）内において自動入力されるよう数式を組んでおり、団体の回答ミスや負担等が削減されようとしている。そのため、一斉調査システムにはなじまないものである。	○	×	本調査は、都道府県を対象に、地方自治法252条の17の5第一項に基づき、実施している。 調査対象は約1,000法人と膨大であり、且つ調査項目も豊富であるため、現状でも大量の錯誤訂正作業が生じている。 都道府県を経由せずに個々の地方公共団体と直接やり取りした場合、事務が輻輳するとともに、調査精度が低下するため、都道府県経由の廃止は困難である。	自治財政局		公営企業課

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
45	総務省 第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査	×		本調査については、対象となる法人数が膨大（約千法人）であり、調査項目も多いため、調査票（Excel）内において自動入力されるよう数式を組んでおり、団体の回答ミスや負担等が削減されようとしている。そのため、一斉調査システムにはなじまないものである。	○	×	本調査は、都道府県を対象に、地方自治法252条の17の5第一項に基づき、実施している。調査対象は約300法人と膨大であり、且つ調査項目も豊富であるため、現状でも大量の錯誤訂正作業が生じている。都道府県を経由せずに個々の地方公共団体と直接やり取りした場合、事務が輻輳するとともに、調査精度が低下するため、都道府県経由の廃止は困難である。	自治財政局		公営企業課
46	総務省 公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査	×		一斉通知・調査システムでは、数式入りの表形式の入力フォームを作成することができず、地方団体においては別途計算した回答を直接入力する必要が生じてしまい、地方団体における回答事務が現状よりも非効率となり、負担が増す可能性がある。なお、Excel形式の回答様式を添付して照会する方法であれば、一斉通知・調査システムの利用が可能。	○	○	エクセル調査において都道府県経由を廃止する。	自治財政局		財務調査課
47	総務省 公営競技納付金の納付に関する規則に定める累積赤字の額	×	次回調査時から （令和7年8月頃）		○	○		自治財政局		地方債課
48	総務省 公営競技施行状況調査	×		公営競技の施行状況の把握に当たっては、公営競技の必要性、施行状況、施行体制及び決算状況資料など、様々な様式をご提出いただいております。中には値の引用や数式による数値の自動算出を行っているエクセルファイルもあり、これらを全てシステム化することで、本来記入しなくても良い項目までも回答する必要が出てくるなど、回答側の事務が煩雑化・非効率化するおそれがある。	○	○	エクセル調査において都道府県経由を廃止する。	自治財政局		地方債課
49	総務省 令和7年度における公営競技施行に係る市区町村の指定申請手続等	×		公営競技の指定申請に当たっては、公営競技の必要性、施行状況、施行体制及び決算状況資料など、様々な様式をご提出いただいております。中には値の引用や数式による数値の自動算出を行っているエクセルファイルもあり、これらを全てシステム化することで、本来記入しなくても良い項目までも回答する必要が出てくるなど、申請側の事務が煩雑化・非効率化するおそれがある。	○	○	エクセル調査において都道府県経由を廃止する。	自治財政局		地方債課
50	総務省 国の制度・施策に係る改善点等に関する調	×	令和8年1月頃		○	○		自治財政局		調整課

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
51	総務省 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置の対象事業に係る事業計画の提出等	×		当該事業は令和7年度終了を予定しているため。	○	×	地方債の同意権者（地方財政法第5条の3第1項）である都道府県における確認、精査が必要であるため。	自治財政局		調整課
52	総務省 地方債発行額調査	×		当該調査は各事業ごとに個別の様式を設けており、回答項目が多数に及ぶほか、集計作業を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	地方債の同意権者（地方財政法第5条の3第1項）である都道府県における確認、精査が必要であるため。	自治財政局		地方債課 公営企業課
53	総務省 翌年度起債予定額調査（個別に照会のある事業債以外のもの）	×		当該調査は各事業ごとに個別の様式を設けており、回答項目が多数に及ぶほか、集計作業を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	地方財政法第5条第3項において、都道府県知事の関与が明示されている。	自治財政局		公営企業課
54	総務省 地方債協議（1次）（令和7年度公営企業債の協議等手続（一次協議分）に係る起債協議等額の照会）	×		当該調査は各事業ごとに個別の様式を設けており、回答項目が多数に及ぶほか、Excel様式に関数を組み込み、計算等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	地方財政法第5条第3項において、都道府県知事の関与が明示されている。	自治財政局		地方債課 公営企業課
55	総務省 地方債協議（2次）（令和6年度公営企業債の協議等手続（第2次分）に係る起債協議等額の照会）	×		当該調査は各事業ごとに個別の様式を設けており、回答項目が多数に及ぶほか、Excel様式に関数を組み込み、計算等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	地方財政法第5条第3項において、都道府県知事の関与が明示されている。	自治財政局		地方債課 公営企業課
56	総務省 地方債協議（最終）（令和6年度公営企業債の協議等手続（令和6年度補正予算（第1号）分）に係る起債協議等額の照会）	×		当該調査は各事業ごとに個別の様式を設けており、回答項目が多数に及ぶほか、Excel様式に関数を組み込み、計算等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	地方財政法第5条第3項において、都道府県知事の関与が明示されている。	自治財政局		地方債課 公営企業課
57	総務省 辺地対策事業債及び過疎対策事業債年間所要額等調査（当該年度、翌年度）	×		本調査は膨大な項目数があり、一斉調査システムを活用しての調査が困難であるため。 また、当該調査はExcel様式に関数を組み込み、エラーチェック等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	地方債の協議等は、市区町村は都道府県知事になることとなっているため（地財法第5条の3、地財法施行令第2条第1項）。	自治財政局		財務調査課

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
58	総務省 辺地対策事業債及び過疎対策事業債発行状況等調査	×		本調査は膨大な項目数があり、一斉調査システムを活用しての調査が困難であるため。 また、当該調査はExcel様式に関数を組み込み、エラーチェック等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	地方債の協議等は、市区町村は都道府県知事になることとなっているため（地財法第5条の3、地財法施行令第2条第1項）。	自治財政局		財務調査課
59	総務省 公営企業の抜本的な改革の取組状況調査	×	令和8年4月頃		○	○		自治財政局		公営企業課
60	総務省 公営企業会計適用の取組状況調査	×		当該調査はExcel様式に関数を組み込み、コード入力による項目の自動出力や、その他計算等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	公営企業法第40条の3第1項及び第2項並びに同法施行令第28条第1項に基づき、都道府県を経由し、確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正等の作業が多々生じている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りすると、対象団体の多さから事務が輻輳するおそれがあるため。 また、市区町村における公営企業会計の適用をより一層推進するためには、各都道府県が管内市区町村の動向を把握した上で必要な助言を行うことが重要であるため。	自治財政局		公営企業課
61	総務省 地方公営企業繰出金調査	×		当該調査は公営企業の各事業ごとに様式を設けており、回答項目が多数に及ぶほか、Excel様式に関数を組み込み、計算等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	当該調査は交付税算定の基礎となるものである。地方交付税法第5条第3項において、都道府県（知事）は、市町村（長）から提出された基礎数値に係る資料を審査し、総務省（総務大臣）に送付しなければならないこととされている。	自治財政局		公営企業課
62	総務省 健全化判断比率及び資金不足比率の提出等について	×		当該調査はExcel様式に関数を組み込み、計算等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第3項において、市町村及び特別区の長に対して都道府県知事への健全化比率の報告を求めているため。（資金不足比率については同法第22条第3項で準用）	自治財政局		財務調査課 公営企業課
63	総務省 合併特例事業に係る地方債発行状況等調査	×	令和7年7月頃		○	×	地方債の協議等は、市区町村は都道府県知事になることとなっているため（地財法第5条の3、地財法施行令第2条第1項）。	自治行政局		市町村課

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
64	総務省 緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債の活用実績・事業費見込み等について	×		当該調査は事業メニューごとに複数の回答欄を設けており、回答項目が多数に及ぶものであるほか、集計作業を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	地方債の同意権者（地方財政法第5条の3第1項）である都道府県における確認、精査が必要であるため。	自治財政局		地方債課
65	総務省 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画等の提出について (1) 公共施設等総合管理計画 (2) 個別施設計画 (3) 立地適正化計画 (4) 移動等円滑化基本構想 (5) ユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画	×		公共施設等適正管理推進事業債の同意に係る事務であり、その事務に必要な地方公共団体が公共施設等総合管理計画の提出等を求めているものであるため。市区町村分においては、都道府県が同意するため、市区町村から提出のあった計画は都道府県においても確認するため、一斉通知・調査システムによる調査はなじまない。	○	×	地方財政法第5条第3項において、都道府県知事の関与が明示されている。	自治財政局		財務調査課
66	総務省 公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）の活用状況について	×	令和7年7月頃		○	×	地方債の同意権者（地方財政法第5条の3第1項）である都道府県における確認、精査が必要であるため。	自治財政局		地方債課
67	総務省 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画等の提出について (6) 廃止（予定）施設の状況	×		本調査は過去の施設の廃止について、起債の要件を満たしているか確認する調査である。よって、この調査の結果に基づき都道府県が市区町村に対して他の起債への振替えなどを助言する必要がため、一斉通知・調査システムによる調査はなじまない。	○	×	地方財政法第5条第3項において、都道府県知事の関与が明示されている。	自治財政局		財務調査課
68	総務省 こども・子育て支援事業債を活用して実施する施策に関する調査について	×		当該調査は事業メニューごとに複数の回答欄を設けており、回答項目が多数に及ぶものであるほか、集計作業を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	地方債の同意権者（地方財政法第5条の3第1項）である都道府県における確認、精査が必要であるため。	自治財政局		地方債課
69	総務省 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条に基づく地方債等の元利償還金の調査について	×		本調査については、普通交付税措置の基礎数値に関わるものであり、地方交付税法の規定に基づき、都道府県において、市町村の数値の回答をする必要がある。よって、都道府県において市町村からの回答の精査と、その回答内容の把握が必要であるため、一斉通知・調査システムによる調査はなじまない。	○	×	地方交付税法第5条第3項において、都道府県（知事）は、市町村（長）から提出された基礎数値に係る資料を審査し、総務省（総務大臣）に送付しなければならないこととされている。	自治財政局		公営企業課

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
70	総務省 過疎債ソフト分発行限度額の算定について	×		本調査は膨大な項目数があり、一斉調査システムを活用しての調査が困難であるため。 また、当該調査はExcel様式に関数を組み込み、エラーチェック等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	本調査については、都道府県による市町村からの回答の精査と、その回答内容の把握が必要であるため。 地方債の協議等は、市区町村は都道府県知事になることとなっているため（地財法第5条の3、地財法施行令第2条第1項）。	自治財政局		財務調査課
71	総務省 行政改革推進債の起債予定額等について	×		一斉通知・調査システムでは、数式入りの表形式の入力フォームを作成することができず、地方団体においては別途計算した回答を直接入力する必要が生じてしまい、地方団体における回答事務が現状よりも非効率となり、負担が増す可能性がある。 なお、Excel形式の回答様式を添付して照会する方法であれば、一斉通知・調査システムの利用が可能。	○	×	地方債の協議等は、市区町村は都道府県知事になることとなっているため（地財法第5条の3、地財法施行令第2条第1項）。	自治財政局		財務調査課
72	総務省 特別交付税の額の算定（第三セクター等改革推進債の利子支払額）に用いる基礎数値について	×		本調査は、Excel様式において関数を用いることで、計算の自動化、回答シート間の突合等を行っている。これにより国・地方公共団体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られない。 また、団体によっては、調査様式の仕様を個別に分けているものもあり、一斉調査システムにはなじまないため。	○	×	地方交付税法第5条第3項において、都道府県（知事）は、市町村（長）から提出された基礎数値に係る資料を審査し、総務省（総務大臣）に送付しなければならないこととされている。	自治財政局		公営企業課
73	総務省 調整債の起債協議等額について	×		調整債の発行可能額については、法律により算定式が定められている。本調査の調査票においては入力ミスや作業負担の軽減を防ぐために、自動計算できる項目を多く設定しており、一斉調査システムとはなじまないため。	○	×	地方債の同意権者（地方財政法第5条の3第1項）である都道府県における確認、精査が必要であるため。	自治財政局		地方債課
74	総務省 臨時財政対策債の起債予定額等について	×		本調査については、臨時財政対策債の起債予定に関する調査であり、回答にあたっては市町村の起債における同意権者である都道府県においても、内容の精査・確認が必要であるため。	○	×	地方債の同意権者（地方財政法第5条の3第1項）である都道府県における確認、精査が必要であるため。	自治財政局		地方債課
75	総務省 公営企業退職手当債の起債 許可申請等額の照会について（公営企業会計分）	×		地方債協議に直結する調査であり、回答項目が多数に及ぶものであるほか、当該調査はExcel様式に関数を組み込み、エラーチェック等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	地方財政法第5条第3項において、都道府県知事の関与が明示されている。	自治財政局		公営企業課

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
76	総務省 減収補填債の起債協議等額について	×		一斉通知・調査システムでは、数式入りの表形式の入力フォームを作成することができず、地方団体においては別途計算した回答を直接入力する必要が生じてしまい、地方団体における回答事務が現状よりも非効率となり、負担が増す可能性がある。 なお、Excel形式の回答様式を添付して照会する方法であれば、一斉通知・調査システムの利用が可能。	○	×	地方債の協議等は、市区町村は都道府県知事になることとなっているため（地財法第5条の3、地財法施行令第2条第1項）。	自治財政局		財務調査課
77	外務省、総務省 地方公共団体が株式を所有等している企業に関する現状調査	×		本調査は、2023年度に外務省からの依頼を受け実施した調査である。TPP協定第17章（国有企業及び指定独占企業）には、協定発効後5年以内（2023年末まで）に本協定に関し「追加的な交渉」を実施する旨規定されているが、当時協議の状況が不透明であったことから、外務省が予めCPTPPにおける地方政府の国有企業等の候補を事前に調査し把握するために依頼をされたものであったが、その後外務省より同様の依頼は接しておらず、加えて、今後同様の調査を実施する見通しも立っていない。 仮に、同様の調査を実施することとなった場合には、外務省において一斉通知・調査システムを利用して照会されたい。	○	—	—	自治行政局		国際室
78	総務省 優良地方公営企業総務大臣表彰について（推薦者の照会）	×	令和7年12月頃	—	○	×	本調査は、都道府県を対象に、地方公営企業法第40条の3の2項に基づき、実施している。また、都道府県からの他薦もあるため都道府県を経由する方が効率的である。	自治財政局		公営企業課
79	総務省 経営戦略の策定状況等に関する調査	×		本調査については、対象となる事業が膨大（7千以上）あり、調査項目も多い上、桁数の多い判別コードを複数使用している。そのため、調査票において入力ミスや作業負担の軽減を防ぐために、自動入力できる項目を多く設定しており、一斉調査システムとはなじまないため。	○	×	本調査は、都道府県を対象に、地方公営企業法第40条の3の2項に基づき、実施している。 調査対象は約7,000事業と膨大であり、調査項目も多いため、都道府県の精査なくして、調査精度の向上は難しい。 また、経営戦略の策定が普通交付税等の要件となっており、都道府県に都道府県下の公営企業の経営戦略の策定状況を十分に把握してもらうとともに、管轄内の市町村へ適切な助言を行ってもらうことが必要である。	自治財政局		公営企業課
80	総務省 「経営比較分析表」に用いる数値の補足調査について	×	令和7年10月頃	—	○	○		自治財政局		公営企業課
81	総務省 水道事業高料金対策に係る資本費等の調査について	×		本調査については、普通交付税措置の基礎数値に関わるため、都道府県による市町村からの回答の精査と、その回答内容の把握が必要であるため。	○	×	地方交付税法第5条第3項において、都道府県（知事）は、市町村（長）から提出された基礎数値に係る資料を審査し、総務省（総務大臣）に送付しなければならないこととされている。	自治財政局		公営企業経営室

調査名称		一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名	
82	総務省	統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について	×		本調査については、普通交付税措置の基礎数値に関わるため、都道府県による市町村からの回答の精査と、その回答内容の把握が必要であるため。	○	×	地方交付税法第5条第3項において、都道府県（知事）は、市町村（長）から提出された基礎数値に係る資料を審査し、総務省（総務大臣）に送付しなければならないこととされている。	自治財政局		公営企業経営室
83	総務省	指定管理者により運営する病院事業の決算状況調査について	×		指定管理者により運営する病院事業の決算状況調査は地方公営企業決算状況調査に付随する調査であることから、地方公営企業決算状況調査と同様に都道府県による市町村からの回答の精査と、その回答内容の把握が必要であるため。	○	×	指定管理者により運営する病院事業の決算状況調査は地方公営企業決算状況調査に付随する調査であることから、地方公営企業決算状況調査と同様に都道府県経由で各団体のデータを提出していただいている。（根拠：地方公営企業法第40条の3第2項）	自治財政局		準公営企業室
84	総務省	病院事業債に係る元利償還金等について	×		本調査については、普通交付税措置の基礎数値に関わるため、都道府県による市町村からの回答の精査と、その回答内容の把握が必要であるため。	○	×	地方交付税法第5条第3項において、都道府県（知事）は、市町村（長）から提出された基礎数値に係る資料を審査し、総務省（総務大臣）に送付しなければならないこととされている。	自治財政局		準公営企業室
85	総務省	下水道事業高資本費対策における激変緩和措置の追加調査について	×		本調査については、普通交付税措置の基礎数値に関わるため、都道府県による市町村からの回答の精査と、その回答内容の把握が必要であるため。	○	×	地方交付税法第5条第3項において、都道府県（知事）は、市町村（長）から提出された基礎数値に係る資料を審査し、総務省（総務大臣）に送付しなければならないこととされている。	自治財政局		準公営企業室
86	総務省	令和6年度市町村税課税状況等の調について	×		都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。また、調査項目が多岐に渡り、マクロを利用した突合を行うため、ファイル添付での回答しか行えず、一斉調査システムを利用して照会した場合においてもシステムを経由したダウンロード、ローカルファイルでの突合、管理が必要となり、従来のメールでのやり取りと事務コストに大きな差はないと思慮されるため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治税務局		市町村税課
87	総務省	個人住民税等に係る実態調査について	×		都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。また、調査項目が多岐に渡り、マクロを利用した突合を行うため、ファイル添付での回答しか行えず、一斉調査システムを利用して照会した場合においてもシステムを経由したダウンロード、ローカルファイルでの突合、管理が必要となり、従来のメールでのやり取りと事務コストに大きな差はないと思慮されるため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治税務局		市町村税課

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
88	総務省 概要調書（土地）	×		回答数値に対してマクロを用いたエラーチェック（前年度数値との突合や表間突合）を必須としている調査であり、調査システムでは回答フォームに数式やマクロの設定ができず、また、調査システムにマクロの設定がされたエクセルを添付し送付のみを行う方式にした場合、インターネット経由で本システムを利用している団体についてはマクロを用いたエラーチェックができなくなり回答の精度が低下するおそれがあるため。	○	×	都道府県内の市町村間の評価の均衡を図ることも目的とされているため。 都道府県でのデータ確認がなくなることで、データの正確性が低下するおそれがあるため。	自治税務局		資産評価室
89	総務省 土地に関する諸調査（R6年度は9表あり）	×		本調査はExcel様式に関数を組み込み、エラーチェック等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。 都道府県でのデータ確認がなくなることで、データの正確性が低下するおそれがあるため。	自治税務局		資産評価室
90	総務省 固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況等に関する調について	×	令和7年10月頃		○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。 都道府県でのデータ確認がなくなることで、データの正確性が低下するおそれがあるため。	自治税務局		固定資産税課
91	総務省 評価変動割合等調	×		本調査はExcel様式に関数を組み込み、エラーチェック等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。 都道府県でのデータ確認がなくなることで、データの正確性が低下するおそれがあるため。	自治税務局		資産評価室
92	総務省 下落修正の実施状況（予定）に関する調	×		定例的な照会ではなく、今後実施を予定していないため	○	—	—	自治税務局		資産評価室

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
93	総務省 概要調書（家屋）	×		回答数値に対してマクロを用いたエラーチェック（前年度数値との突合や表間突合）を必須としている調査であり、調査システムでは回答フォームに数式やマクロの設定ができず、また、調査システムにマクロの設定がされたエクセルを添付し送付のみを行う方式にした場合、インターネット経由で本システムを利用している団体についてはマクロを用いたエラーチェックができなくなり回答の精度が低下するおそれがあるため。	○	×	都道府県内の市町村間の評価の均衡を図ることも目的とされているため。 都道府県でのデータ確認がなくなることで、データの正確性が低下するおそれがあるため。	自治税務局		資産評価室
94	総務省 木造家屋及び軽量鉄骨造家屋に係る床面積等調査	×		定例的な照会ではなく、今後実施を予定していないため	○	—	—	自治税務局		資産評価室
95	総務省 概要調書（償却）	×		回答数値に対してマクロを用いたエラーチェック（前年度数値との突合や表間突合）を必須としている調査であり、調査システムでは回答フォームに数式やマクロの設定ができず、また、調査システムにマクロの設定がされたエクセルを添付し送付のみを行う方式にした場合、インターネット経由で本システムを利用している団体についてはマクロを用いたエラーチェックができなくなり回答の精度が低下するおそれがあるため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。 都道府県でのデータ確認がなくなることで、データの正確性が低下するおそれがあるため。	自治税務局		固定資産税課
96	総務省 概要調書（都市計画税）	×		回答数値に対してマクロを用いたエラーチェック（前年度数値との突合や表間突合）を必須としている調査であり、調査システムでは回答フォームに数式やマクロの設定ができず、また、調査システムにマクロの設定がされたエクセルを添付し送付のみを行う方式にした場合、インターネット経由で本システムを利用している団体についてはマクロを用いたエラーチェックができなくなり回答の精度が低下する恐れがあるため。	○	×	・都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。 ・都道府県でのデータ確認がなくなることで、データの正確性が低下するおそれがあるため。	自治税務局		固定資産税課
97	総務省 都市計画税の課税状況調	×		本調査はExcel様式に関数を組み込み、エラーチェック等を自動化している。これにより国・自治体双方の作業効率化や回答ミス削減を図っているが、システム上に入力フォームを作成する方法では、これらの効果が得られず、かえって非効率となってしまうため。	○	×	・都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。 ・都道府県でのデータ確認がなくなることで、データの正確性が低下するおそれがあるため。	自治税務局		固定資産税課

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名
98	総務省 固定資産税に関する訴訟の状況について	×		都道府県においては、市町村からの回答を単にとりまとめるだけでなく、市町村回答票をもとに別途集計結果票を作成し、市町村回答票とともに結果票も提出いただく必要がある。一斉通知・調査システムにおいて、そのような事務処理が対応であれば検討したい。	○	×	・都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。 ・都道府県でのデータ確認がなくなることで、データの正確性が低下するおそれがあるため。	自治税務局		資産評価室
99	総務省 ふるさと納税現況調査	×		調査内容に、都道府県が市町村の取組のうち優良な取組を選定するものが含まれており、一斉調査システムでの照会になじまない調査であるため。	○	×	調査項目によっては、都道府県が市区町村の回答の中から優良なものを選定して、回答する項目があるため。	自治税務局		市町村税課
100	総務省 ふるさと納税寄附金受入額調査	×	令和7年7月頃		○	○		自治税務局		市町村税課
101	総務省 決算状況の速報（市町村税決算状況の速報等について（照会））	×		調査項目が多岐に渡り、マクロを利用した突合を行うため、ファイル添付での回答しか行えず、一斉調査システムを利用して照会した場合においてもシステムを経由したダウンロード、ローカルファイルでの突合、管理が必要となり、従来のメールでのやり取りと事務コストに大きな差はないと思慮されるため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治税務局		市町村税課
102	総務省 不能欠損額調（市町村税決算状況の速報等について（照会））	×		調査項目が多岐に渡り、マクロを利用した突合を行うため、ファイル添付での回答しか行えず、一斉調査システムを利用して照会した場合においてもシステムを経由したダウンロード、ローカルファイルでの突合、管理が必要となり、従来のメールでのやり取りと事務コストに大きな差はないと思慮されるため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治税務局		市町村税課
103	総務省 収納・徴収対策等調査	×	令和7年7月頃		○	×	都道府県税・市町村税以外にも、一部事務組合・広域連合への調査項目もあるため。	自治税務局		企画課
104	総務省 市町村税の徴収実績に関する調	×		調査項目が多岐に渡り、マクロを利用した突合を行うため、ファイル添付での回答しか行えず、一斉調査システムを利用して照会した場合においてもシステムを経由したダウンロード、ローカルファイルでの突合、管理が必要となり、従来のメールでのやり取りと事務コストに大きな差はないと思慮されるため。	○	×	都道府県を経由し、ご確認いただいた上で集計を行っているが、現状においてもデータの錯誤訂正や未提出団体における提出期限の調整などを多々行っている状況であり、都道府県を介さずに直接個々の自治体とやり取りする場合は、対象の団体が多くなり対応が困難となることが予想されるため。	自治税務局		市町村税課
105	総務省 税務職員表彰	×		表彰者の推薦を依頼するものであるが、都道府県ごとに推薦できる人数が決まっており、人数以上に都道府県の管内市町村から推薦があった場合、都道府県で調整が必要であるため。	○	×	表彰者の推薦を依頼するものであるが、都道府県ごとに推薦できる人数が決まっており、人数以上に都道府県の管内市町村から推薦があった場合、都道府県で調整が必要であるため。	自治税務局		総務室

	調査名称	一斉通知・調査システムの利用有無（利用している場合は「○」、利用していない場合は「×」）	現在利用していないが、利用予定がある場合の利用開始予定時期	利用予定がない場合の理由	都道府県経由の有無（都道府県を経由している場合は「○」、経由していない場合は「×」）	現在都道府県を経由している場合の経由廃止の可否（廃止できる場合は「○」、廃止できない場合は「×」）	都道府県経由を廃止できない場合の理由等	担当局名	担当部名	担当課室名	
106	総務省	ふるさと納税に係る指定制度の運用について	×		令和6年の地方からの提案等に関する対応方針に「確認システムを構築する方向で検討し、令和7年中を目途に結論を得る」と記載しているとおり、現在、確認システム構築に向けた予算要求作業を行っているところであるため。	○	×	地方税法施行規則上、ふるさと納税の指定に係る申出書等の書類の提出は都道府県を経由して提出することとなっているため。	自治税務局		市町村税課
107	総務省（自治大学校）	「税務専門課程 会計コース」の推薦受付について	○			×			自治大学校		教務部